

東京都地域防災計画

風水害編

(令和3年修正)

[本冊]

東京都防災会議

用語例

本計画で使用する用語等は、次による。

1 地域等の標記

	標記	説明
1	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
2	区部	東京都の地域のうち、特別区の所在する地域をいう。
3	多摩地域	東京都の地域のうち、市及び郡部町村の所在する地域をいう。
4	島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
5	多摩島しょ地域	東京都の地域のうち、3及び4に属する地域をいう。

2 機関名等の標記

	標記	機関等
1	都	東京都
2	都本部	東京都災害対策本部・東京都応急対策本部
3	都各局	東京都災害対策本部を構成する各局・本部、庁、行政委員会事務局、支庁
4	都〇〇局	東京都〇〇局
5	関東財務局	財務省関東財務局
6	関東信越厚生局	厚生労働省関東信越厚生局
7	農林水産省政策統括官付貿易業務課	農林水産省政策統括官付貿易業務課
8	関東農政局	農林水産省関東農政局
9	関東森林管理局	農林水産省関東森林管理局
10	関東経済産業局	経済産業省関東経済産業局
11	関東東北産業保安監督部	経済産業省関東東北産業保安監督部
12	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
13	関東運輸局	国土交通省関東運輸局
14	東京航空局	国土交通省東京航空局東京空港事務所、同大島空港出張所
15	第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部、同東京海上保安部、同下田海上保安部、同横浜海上保安部

用語例

	標記	機関等
16	関東地方測量部	国土交通省国土地理院関東地方測量部
17	関東地方環境事務所	環境省関東地方環境事務所
18	東京管区気象台	気象庁東京管区気象台
19	関東総合通信局	総務省関東総合通信局
20	東京労働局	厚生労働省東京労働局
21	北関東防衛局	防衛省北関東防衛局
22	日本郵便	日本郵便株式会社東京支社
23	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社東京事業部
24	NTT コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
25	NTT ドコモ	株式会社NTT ドコモ
26	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
27	東日本高速道路	東日本高速道路株式会社
28	中日本高速道路	中日本高速道路株式会社
29	首都高速道路	首都高速道路株式会社
30	水資源機構	独立行政法人水資源機構
31	国立病院機構	独立行政法人国立病院機構
32	KDDI	KDDI 株式会社
33	ソフトバンク	ソフトバンク株式会社
34	JR 東日本	東日本旅客鉄道株式会社東京支社
35	JR 東海	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部
36	JR 貨物	日本貨物鉄道株式会社関東支社
37	東京ガス	東京ガス株式会社
38	日本通運	日本通運株式会社首都圏支店
39	福山通運	福山通運株式会社
40	佐川急便	佐川急便株式会社
41	ヤマト運輸	ヤマト運輸株式会社
42	西濃運輸	西濃運輸株式会社
43	東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社 東京電力フュエル&パワー株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社
44	東武鉄道	東武鉄道株式会社
45	東急電鉄	東急電鉄株式会社
46	京成電鉄	京成電鉄株式会社
47	京王電鉄	京王電鉄株式会社

	標 記	機関等
48	京急電鉄	京浜急行電鉄株式会社
49	西武鉄道	西武鉄道株式会社
50	小田急電鉄	小田急電鉄株式会社
51	東京地下鉄	東京地下鉄株式会社
52	東京モノレール	東京モノレール株式会社
53	ゆりかもめ	株式会社ゆりかもめ
54	北総鉄道	北総鉄道株式会社
55	多摩都市モノレール	多摩都市モノレール株式会社
56	東京臨海高速鉄道	東京臨海高速鉄道株式会社
57	首都圏新都市鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社
58	東海汽船	東海汽船株式会社
59	都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
60	都庁輸送組合	東京都庁輸送事業協同組合
61	都医師会	公益社団法人東京都医師会
62	都歯科医師会	公益社団法人東京都歯科医師会
63	都薬剤師会	公益社団法人東京都薬剤師会
64	献血供給事業団	公益財団法人献血供給事業団
65	都獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会
66	TBS テレビ	株式会社 TBS テレビ
67	文化放送	株式会社文化放送
68	ニッポン放送	株式会社ニッポン放送
69	ラジオ日本	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
70	エフエム東京	株式会社エフエム東京
71	J-WAVE	株式会社 J-WAVE
72	ラジオ NIKKEI	株式会社日経ラジオ社
73	InterFM897	株式会社 InterFM897
74	日本テレビ	日本テレビ放送網株式会社
75	テレビ東京	株式会社テレビ東京
76	フジテレビジョン	株式会社フジテレビジョン
77	テレビ朝日	株式会社テレビ朝日
78	TOKYO MX	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
79	TBS ラジオ	株式会社 TBS ラジオ
80	東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
81	東京ハイヤー・タクシー協会	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
82	都個人タクシー協会	一般社団法人東京都個人タクシー協会
83	日本エレベーター協会	一般社団法人日本エレベーター協会関東支部

3 法令・条例名等の標記

	標記	説明
1	防災会議条例	東京都防災会議条例(昭和 37 年都条例第 109 号)
2	本部条例	東京都災害対策本部条例(昭和 37 年都条例第 110 号)
3	本部規則	東京都災害対策本部条例施行規則(昭和 38 年都規則第 12 号)
4	本部運営要綱	東京都災害対策本部運営要綱 (昭和 38 年 4 月 8 日 38 総行災発第 12 号)

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

	標記	説明
1	防災機関	本計画第 1 部第 4 章に網羅されている、都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
2	関係機関	計画事業に関係する全ての機関をいう。
3	風水害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害をいう。
4	災害時	上記 3 の被害の発生から終息までをいう。
5	A. P. (Arakawa Peil)	隅田川の水位を測るため、現在の中央区新川の河岸に設けられた壺岸島量水標の目盛による基準面。
6	T. P. (Tokyo Peil)	東京湾平均海面といい、日本全国の土地の標高を決める基になる。A. P. +1. 134mが零位である。
7	事前情報収集期	主として気象情報等の収集及び連絡、事態に応じた配置態勢の指示連絡等が行える態勢
8	情報監視期	注意報等の受信・伝達、今後の展開予測、態勢の確認など
9	情報連絡期	警報の受信、応急対策、避難準備など
10	災害即応期	発災、被害の把握、緊急対策など
11	応急対応期	災害救助法の適用、応急復旧対策など

目次

用語例

目次

第1部 風水害に強い東京を目指して	1
第1章 計画の方針	3
第1節 計画の目的及び前提.....	3
第2節 計画の構成.....	4
第3節 計画の習熟.....	4
第4節 計画の修正.....	4
第2章 東京の概況と災害	7
第1節 東京の概況.....	7
第2節 気象の概況.....	10
第3節 風水害の概況.....	12
第3章 河川、港湾及び下水道等の整備概要	15
第1節 河川.....	15
第2節 東京港（海岸保全施設）.....	17
第3節 下水道.....	18
第4章 都・区市町村及び防災機関の役割	21
第1節 都.....	21
第2節 区市町村.....	21
第3節 指定地方行政機関.....	22
第4節 自衛隊.....	25
第5節 指定公共機関.....	26
第6節 指定地方公共機関.....	28
第2部 災害予防計画	31
第1章 水害予防対策	33
第1節 豪雨対策.....	33
第2節 高潮対策.....	56
第3節 津波等対策.....	63
第4節 土石流、地すべり、がけ崩れ対策.....	72
第5節 土砂災害に関するソフト対策.....	74

第2章 都市施設対策	79
第1節 ライフライン施設.....	79
第2節 道路及び交通施設等.....	86
第3章 農林水産施設対策	93
第1節 農地・農業用施設.....	93
第2節 水産施設.....	93
第3節 森林・林業施設.....	94
第4章 応急活動拠点等の整備	95
第1節 活動庁舎等の整備.....	95
第5章 地域防災力の向上	97
第1節 自助による都民の防災力の向上.....	97
第2節 地域による共助の推進.....	98
第3節 事業所による自助・共助の強化.....	99
第4節 都民・行政・事業所等の連携.....	101
第6章 ボランティア等との連携・協働	103
第1節 一般ボランティア.....	103
第2節 登録ボランティア.....	104
第3節 応急対策.....	106
第7章 防災運動の推進	111
第1節 防災意識の啓発.....	111
第2節 防災訓練の充実.....	117
第3部 災害応急・復旧対策計画	123
第1章 初動態勢	125
第1節 東京都災害対策本部の組織・運営.....	131
第2節 応急対策本部の組織・運営.....	144
第3節 災害即応対策本部.....	146
第4節 都職員の初動態勢.....	148
第5節 都防災会議の招集.....	150
第6節 区市町村の活動体制.....	150
第7節 救助・救急対策.....	151
第8節 応援協力・派遣要請.....	155
第9節 防災機関の活動体制.....	166

第2章 情報の収集・伝達	167
第1節 情報連絡体制.....	167
第2節 災害予警報等の伝達.....	171
第3節 被害状況等の報告体制.....	182
第4節 災害時の広報及び広聴活動.....	186
第3章 水防対策	195
第1節 水防情報.....	198
第2節 水防機関の活動.....	226
第4章 警備・交通規制	233
第1節 警備活動.....	233
第2節 交通規制.....	235
第3節 海難防止対策.....	236
第5章 医療救護・保健等対策	239
第1節 初動医療体制.....	241
第2節 保健衛生、防疫体制.....	249
第3節 医薬品・医療資器材の供給.....	257
第4節 医療施設の確保.....	263
第5節 遺体の取扱い.....	264
第6章 避難者対策	273
第1節 避難体制の整備.....	276
第2節 避難指示等の判断・伝達.....	279
第3節 避難誘導.....	285
第4節 避難所の指定、開設・管理運営.....	292
第5節 被災者の他地区への移送.....	307
第6節 要配慮者の安全確保.....	308
第7節 広域避難.....	312
第7章 物流・備蓄・輸送対策	321
第1節 飲料水の供給.....	322
第2節 食料・生活必需品等の供給.....	323
第3節 備蓄・調達物資の輸送.....	331
第4節 輸送車両等の確保.....	333
第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	339
第1節 ごみ処理.....	339

目 次

第2節	トイレの確保及びし尿処理.....	341
第3節	障害物の除去.....	343
第4節	災害廃棄物処理.....	345
第9章	ライフライン施設の応急・復旧対策	347
第1節	水道施設（都水道局）.....	348
第2節	下水道施設（都下水道局）.....	351
第3節	電気施設（東京電力グループ）.....	353
第4節	ガス施設等.....	355
第5節	通信施設.....	356
第6節	都災害対策本部（都総務局）.....	356
第10章	公共施設等の応急・復旧対策	359
第1節	公共土木施設等.....	359
第2節	鉄道施設.....	367
第3節	船舶.....	371
第4節	社会公共施設等.....	374
第5節	津波等対策.....	376
第11章	応急生活対策	383
第1節	被災宅地の危険度判定.....	383
第2節	住家被害認定調査及び罹災証明書交付.....	384
第3節	被災住宅の応急修理.....	388
第4節	応急仮設住宅の供給.....	389
第5節	都営住宅の応急修理.....	391
第6節	建設資材等の調達.....	391
第7節	被災者の生活確保.....	392
第8節	中小企業への融資.....	395
第9節	農林漁業関係者への融資.....	395
第10節	応急金融対策	396
第11節	義援金の取扱い.....	399
第12章	災害救助法の適用	403
第1節	災害救助法の適用.....	403
第2節	救助実施体制の整備.....	405
第3節	災害報告及び救助実施状況の報告.....	406
第4節	従事命令等.....	406
第5節	災害救助基金の運用.....	407

第13章	激甚災害の指定	409
第1節	激甚災害制度	409
第2節	激甚災害に関する調査報告	409
第3節	特別財政援助等の申請手続等	410

第1部

風水害に強い東京を目指して

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、東京都防災会議が作成する計画である。その目的は、都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、都の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、都の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「風水害に強い東京の実現」を図ることにある。

2 計画の前提

- 東京においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。
- また、想定し得る最大規模の降雨があった場合、荒川等の大河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。
- さらに、強い台風が東京湾を直撃した場合、最悪の条件が重なると伊勢湾台風のような高潮による被害のおそれもある。
- この計画は、実災害から得た教訓等を可能な限り反映し、策定した。
- 防災対策については、都、区市町村や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要である。
平成27年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。
都としても、西日本で甚大な被害を生じた平成30年7月豪雨等の被害を受け、「防災事業の緊急総点検」を実施、また、令和元年の台風第15号及び第19号等の被害を受け、「大規模風水害検証会議」を設置し、風水害対策について検証しており、こうした動向を踏まえて、計画を策定した。
- 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女双方など多様な性の在り方に配慮した視点で防災対策を推進していく。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生等を契機に、避難所における感染症対策を推進していく。
- 避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改善の動向を踏まえて、計画を策定した。災害対策基本法の改正等が成立し、避難情報等の表現が異なる場合は、

第1章 計画の方針
第2節 計画の構成

法の表現に読み替えるものとする。

また、法が改正され、施行されるまでの間については、現行法に基づき対応する。

- なお、災害対策本部や応急対策本部が設置されない場合でも、本計画に準じて行動するものとする。

また、本計画に定めのない部分は、東京都地域防災計画震災編の記載によるものとする。

第2節 計画の構成

- この計画は、都及び防災機関が行うべき風水害対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 風水害に強い東京を目指して	東京の概況と災害、河川、港湾及び下水道等の概要、都及び防災機関の役割 等
第2部 災害予防計画	都及び防災機関等が行う予防対策、都民及び事業者等が行うべき措置 等
第3部 災害応急・復旧対策計画	風水害発生後に都及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等

第3節 計画の習熟

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

- この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京

都防災会議に提出する。

- 「首都圏大規模水害対策大綱」に基づく活動要領の策定及び首都圏大規模水害協議会の検討状況など、国の動向を踏まえて、必要に応じて修正する。

第2章 東京の概況と災害

第1節 東京の概況

1 地勢

- 東京都は、区部及び多摩地域の内陸部と伊豆諸島及び小笠原諸島などの島しょ部からなっている。
- 内陸部は、東西に細長く、その西半分は関東山地の一部をなし、東半分は関東平野に位置している。

内陸部は、標高2,000mを超す山稜から、いわゆる「ゼロメートル地帯」までの高度差を有し、大きくは山地、丘陵地、台地、低地の4つの地形に区分することができる。これらの地形は、各地形を構成する地層と密接に関係している。
- 島しょ部は、太平洋西部の広大な海域に分布している。

(別冊資料第1「東京都の地形区分」)
(別冊資料第2「模式地質断面図、関東ローム層と段丘との関係」)
- (1) 山地
 - 西多摩地域の大部分を占める東京の山地は、標高にして約300m～2,000m、地形は急峻で、多摩川や秋川沿いに、狭小な河岸段丘がわずかに発達している。
 - あきる野市(旧五日市町周辺)には、新生代第三紀に生成された五日市町層群と呼ばれる地層が盆地状に分布している。
- (2) 丘陵地
 - 山地の周縁部に位置する丘陵地は、西多摩地域の一部と南多摩地域に分布している。標高にして100m～300mのなだらかな起伏を示し、北から南に阿須山(加治)丘陵、狭山丘陵、草花丘陵、加住丘陵、多摩丘陵が連なっている。
 - 丘陵地の表面は、火山灰から成る関東ローム層と段丘れき層からなっている。
- (3) 台地
 - 台地は、西多摩地域の東部から北多摩地域、山の手地域にかけて東西に広がり青梅市付近を扇の要とする古多摩川の扇状地形をなしている。標高は、20m～200mの範囲の地域である。
 - 関東ローム層と各台地(段丘面)との対応を示すと、別図のようになる。

(別冊資料第2「模式地質断面図、関東ローム層と段丘との関係」)
- (4) 低地
 - 低地は、最も新しい地質時代である沖積世(1万年前～現在)に形成された地層(沖積層)によって特徴づけられる地域で、沖積低地と谷底低地の2つに区分できる。
 - 沖積低地は、荒川、隅田川、江戸川の下流域のいわゆる下町低地と多摩川下流域の大田区南部の多摩川低地である。地盤は、場所により多少の差はあるが、重量構造物の支持層となる固くしまった洪積層とその上部の軟弱層に区分で

きる。

- 石神井川、善福寺川、浅川など台地や丘陵地を流れる中小河川に沿う谷底低地では、沖積層の厚さは谷の下流部でも10m位で、沖積低地と比べ厚くはないが、谷底低地には、かつて繁茂した水葦類が完全に分解される前に埋没し、泥炭層（腐植土層）を形成した箇所がある。

2 河川

(1) 概要

- 東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。
- 水系別に分けると、主として東部低地帯を貫流する利根川水系、武蔵野台地の過半を流域とする荒川水系、西部山地の水を集める多摩川水系、多摩丘陵の南部を流れる鶴見川水系及び直接海へ注ぐ二級河川の水系の5つに大別される。

(2) 利根川水系

- 利根川は、群馬、新潟両県の県境大水上山にその源を発し、片品川、吾妻川、烏川、神流川、渡良瀬川、鬼怒川などの数多くの支川を集めながら関東平野の大部分を網羅し太平洋に注ぐ、流域面積が日本最大の16,840 km²の一級河川である。
- 利根川水系の中川は、埼玉県羽生市に発し、南下して東京都内に入り葛飾区高砂町地先で新中川を分派し、通称七曲りといわれる蛇行を繰り返しながら東四ツ木地先で綾瀬川を合流し、以下中堤を介して荒川沿いに流下し東京湾に注いでいる。中川は811 km²、綾瀬川は176 km²の流域面積を有する一級河川である。
- 江戸川は、千葉県野田市で利根川から分流し、千葉県、埼玉県及び東京都の境を南に流下し、市川市行徳付近で旧江戸川を分派し、さらに南下し、東京湾に注いでいる。流域面積は200 km²の一級河川である。

(3) 荒川水系

- 荒川は、源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積2,940 km²の一級河川である。
- 荒川から分派した隅田川は、同地点で新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川をあわせて東京湾に注いでいる一級河川である。

(4) 多摩川水系

- 多摩川は、源を山梨県甲州市の笠取山に発し、西部山地における大部分の支川の水を集め南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川をあわせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域面積は1,240 km²で山梨県、東京都及び神奈川県にまたがる一級河川である。

(5) 鶴見川水系

- 鶴見川は、源を町田市上小山田に発し、多摩丘陵を東流し、真光寺川をあ

わせて神奈川県に入り、その後、恩田川、烏山川等の支川をあわせてさらに南東に流下し、横浜市、川崎市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積 235 km²の一級河川である。

(6) その他の河川

- 上記の一級水系に属さず、都の城南地区を流れ、東京湾に注いでいる渋谷川・古川、目黒川、立会川、呑川などの河川と、神奈川県との境を流れる境川、小笠原諸島父島の八ッ瀬川は、二級河川である。
- 城南地区を流れる二級河川の上流部など一部区間は、下水道計画と調整し、覆蓋して下水道幹線として整備されている。
(別冊資料第3「河川水系図」)

3 人口・産業

(1) 人口

- 平成27年国勢調査による東京都の人口は、1,351万5,271人となり、前回平成22年の1,315万9,417人に比べ、35万5,854人(2.7%)の増加となっている。
- 人口を地域別にみると、区部は、927万2,740人で平成22年に比べ32万7,045人(3.7%)増加し、総人口に占める区部の割合は68.6%である。
また、平成22年からの人口増加数の91.9%が区部における増加となっている。多摩市町村の人口は、421万6,040人で平成22年に比べ3万133人(0.7%)増加している。
島しょの人口は、2万6,491人で平成22年に比べ1,324人(4.8%)の減少となっている。
- 年齢別人口では、年少人口(0～14歳)は151万8,130人(11.5%)、生産年齢人口(15～64歳)は873万4,155人(65.9%)、老年人口(65歳以上)は300万5,516人(22.7%)となっている。平成22年と比べると、年少人口が4万759人(2.8%)増加し、生産年齢人口は11万6,070人(1.3%)の減少となり、老年人口は36万3,285人(13.8%)と大幅に増加している。
- 都内に在住する外国人は、37万8,564人で、平成22年の31万8,829人と比べ、5万9,735人(18.7%)増加しており、総人口に占める割合は2.8%と平成22年に比べ0.4ポイント上回っている。国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順で多く、これらの国籍で外国人全体の61.1%を占めている。

(2) 産業・観光

- 平成28年の東京都の事業所数は68万5,615事業所、従業者数は900万5,511人となっている。
- 従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の74.0%を占めている。
- 産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業24.2%、宿泊業、飲食サービス業14.3%、不動産業、物品賃貸業9.0%である。
- 産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が34.5%で最も高く、次いで学術研究、専門・技術サービス業が18.4%、不動産業、物品賃貸業が15.8%となっている。

- 情報通信業の従業者数は東京都が全国の 51.7%を占めている。
- 資本金階級別では、資本金 3,000 万円未満の会社企業が全体の 81.5%を占めている（以上、平成 28 年「経済センサス-活動調査」）。
- 平成 30 年に東京を訪れた観光客数(推計値)は 550,738 千人(対前年比 2.5%増)で、そのうち国内旅行者は 536,496 千人(同 2.5%増)、海外からの旅行者は 14,243 千人(同 3.4%増)である（以上、平成 30 年「東京都観光客数等実態調査」）。

第2節 気象の概況

1 区部と多摩地域

- 東京地方の降水量には、年間に 2 つのピークがある。1 つは梅雨時期の 6 月、もう 1 つは秋雨前線や台風の影響の出る 9 月を中心に出現する。
- また、この時期をはさんで、雷雨や台風、前線などによって、狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100 ミリから数百ミリの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれるような大雨となることがある。
- 関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く）に接近する台風の平均個数(接近数)は、6 月に 0.2 個、7 月に 0.4 個、8 月に 0.9 個、9 月に 1.1 個、10 月に 0.6 個となっている（昭和 56 年から平成 22 年までの 30 年平均、気象庁）。
 - (1) 春(3月～5月)の気象
 - 移動性高気圧により天気は周期的に変化するが、晴れる日が多い。
 - 3～4 月頃には「菜種梅雨」と呼ばれる天気のぐずつく時期がある。
 - 春から夏にかけて南寄りの風が卓越する。
 - (2) 夏(6月～8月)の気象
 - 関東甲信地方の平均的な梅雨の期間は 6 月 8 日頃から 7 月 21 日頃までで、この期間は天気がぐずつく日が多い。
 - その後は、太平洋高気圧に覆われて南寄りの風が卓越し、高温・多湿の日が多い。
 - 台風の影響により天気が荒れることもある。
 - (3) 秋(9月～11月)の気象
 - 夏型の気圧配置の続く秋分頃までは、暑い日が続く、秋の前半は台風や秋雨前線の影響によりぐずつく日も多い。
 - その後は高気圧や低気圧が交互に通過して天気は周期変化となるが、次第に安定した晴天の日が多くなる。
 - 冬に向かい、北寄りの風が卓越するようになる。
 - (4) 冬(12月～2月)の気象
 - 乾燥した北寄りの風が吹く晴れの日が多い。
 - 1 月から 3 月にかけては、本州南岸を通過する低気圧により大雪が観測さ

れることもある。

2 伊豆諸島及び小笠原諸島

(1) 伊豆諸島北部(大島支庁管内)

- 海洋の影響を強く受けて、気温の年較差が小さく、温暖多湿な海洋性気候となっている。特に、黒潮の流路に近いこと、同緯度の地域より温暖である。
- 風向は北東と南南西が卓越し、強風は冬の季節風と春秋の低気圧によるものが多い。最大風速が10m/s以上の強風日数(平年値)が年間で122.1日もあり、全国でも有数の強風地帯となっている。
- 大島の年降水量(平年値)は2,827.1mmで、我が国の中でも多雨地域となっている。月別に見ると、6月の梅雨及び9月～10月の台風、秋雨時に降水量が多い。

(2) 伊豆諸島南部(八丈・三宅支庁管内)

- 春は、発達した低気圧が周期的に通過するため、強い風雨に見舞われることが多い。
- 夏は、亜熱帯高気圧に覆われ晴天が続く。30度を超えることはまれであるが、湿度が高いため蒸し暑い。
- この地方は、雨天日数・降水量とも多く、八丈島では1mm以上の雨の日数(平年値)は、161.4日に達し、年降水量(平年値)は3,202.4mmである。月別に見ると、6月の梅雨及び9～10月の台風、秋雨時に降水量が多い。
- 冬は黒潮の影響が強く、温暖である。1月の最低気温は同緯度の潮岬と比較しても約3度高い。冬型の気圧配置が強まると季節風が強く吹き、三宅島では本州の太平洋側と同様に、乾燥した晴天となるが、八丈島では風の吹き出しによる雲が多くなり、雨やあられが降ることが多い。

(3) 小笠原諸島

- 亜熱帯に位置し、温暖多湿な海洋性の気候である。
- 父島では、年平均気温23.2度、月平均気温が最も低い2月でも17.9度と温暖である。
- 相対湿度は、冬は低く夏は高い傾向であるが、湿度は年間を通して高く、夏の父島の平均湿度は80%を超え、むしむしとした暑い日が続く。
- 年降水量(平年値)は父島で1,292.5mmである。特に5月～6月、9月～11月に降水量が多い。

(4) 台風の接近

- 伊豆諸島や小笠原諸島での台風接近は8月～10月に最も多くなり、接近数も東京地方に比べ多い。
- 伊豆諸島及び小笠原諸島に接近する台風の平年値(接近数)は、4月に0.1個、5月に0.4個、6月に0.3個、7月に0.8個、8月に1.2個、9月に1.3個、10月に1.1個、11月に0.3個、12月に0.1個となっている(昭和56年から平成22年までの30年平均、気象庁)。

第3節 風水害の概況

○ 東京都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間（平成21年度～平成30年度）で台風性による降雨で8回、集中豪雨等によるもので25回となり、年に3、4回の頻度となっている。これまでの主な風水害の状況は以下のとおりである。

（1）昭和20年代の水害

○ 戦後、東京に大きな被害をもたらした風水害としては、昭和22年9月のカスリーン台風、24年8月のキティ台風などがある。

これらの水害は、江戸川をはじめとする大河川の決壊や高潮によるもので、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区などの区部東部の低地に甚大な被害を発生させた。

（2）都市型水害の発生

○ 主要河川の改修、堤防の補強、防潮堤の建設等が進んだ結果、昭和49年の多摩川堤防の決壊を除き、主要河川の氾濫や決壊による被害は大幅に減少した。しかし、昭和30年代から始まった急速な都市化の進展は、中小河川の氾濫による新たな都市型水害を発生させた。

○ 昭和33年の狩野川台風は、中小河川の氾濫等により、区部東部地域に加え、新興住宅地のがけ崩れや、それまで浸水被害の少なかった山の手台地の谷底部にも大きな被害をもたらした。

○ 東京都内では、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があるとともに、ヒートアイランド現象によると考えられる集中豪雨の頻発により、毎年のように浸水被害が発生している。

また、地下空間の増大など、土地の高度利用化が進み、浸水の危険性が増すとともに、浸水被害額は増加している。

○ 昭和56年10月の台風第24号及び昭和57年9月の台風第18号は、神田川、目黒川などの中小河川を氾濫させ、いずれも5,000世帯以上の床上浸水被害を引き起こした。

（3）集中豪雨による被害

○ 平成17年9月4日から5日未明にかけ、台風第14号及び秋雨前線の影響により、区部西部に、時間降雨量100mmを超える集中豪雨が発生した。神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川など8河川からの溢水により、中野区、杉並区を中心に都内で約6,000棟に及ぶ浸水被害が発生し、都は、12年ぶりに中野区、杉並区に災害救助法を適用した。

本集中豪雨では、神田川・環七地下調節池第一期区間の貯水容量(24万 m^3)が、平成9年完成以来初めて満杯となったため、緊急措置として工事中の第二期区間にも雨水18万 m^3 を取り込み、被害の軽減を図った。

○ また、平成22年7月5日の夕方から夜にかけて石神井川流域で時間降雨量100mmを超える集中豪雨が発生し、北区内の溢水では約500棟に及ぶ浸水被害

が発生した。これを受け、同年、都市整備局、建設局及び下水道局の三局連携のもと「緊急豪雨対策」を策定し、白子川地下調節池の工期短縮や、石神井川からの洪水を取水できるようにすることで、異なる流域間で機能を発揮できる調節池となる。

- 平成25年10月16日未明から明け方にかけて、台風第26号の接近に伴い、大島町元町地区では1時間に最大122.5mmの猛烈な雨が降り、24時間雨量では最大824.0mmといずれも観測史上第1位の値を更新した。大規模な土砂災害の発生及び山腹崩壊により、建物被害が385棟、停電が最大110件、断水が最大約3,000世帯で発生するなど、甚大な被害が発生し、都は大島町へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は激甚災害に指定した。
- 令和元年9月7日から9日にかけて、台風第15号の接近に伴い、神津島村で最大風速43.4m/sの猛烈な風を観測し、大島町では1時間に最大89.5mmの猛烈な雨を観測した。強風等により、都内では伊豆諸島北部を中心に多くの建物被害が発生したほか、停電や断水等ライフラインにも大きな影響を及ぼした。台風による被害を受け、都は大島町へ災害救助法の適用を決定した。
- 令和元年10月12日から13日未明にかけて、台風第19号の接近に伴い、24時間雨量で最大627mmを観測した檜原村など、都内25の区市町村に大雨特別警報が発表された。都は12日に災害対策本部を設置し、災害対応にあたった。大雨による河川の氾濫や土砂災害等、台風の影響により、死者1名、負傷者10名のほか、2,000棟を超える建物被害が発生し、河川の増水により道路が削られ、日の出町、奥多摩町で一時的に孤立地域が発生した。都は28の区市町村へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は特定非常災害、激甚災害に指定した。

(別冊資料第4「東京が大きな被害を受けた台風」)

(別冊資料第5「平成21年から平成30年までの降水状況と浸水被害」)

(別冊資料第6「東京都の主な風水害(過去40年間で災害救助法を適用したもの)」)

第3章 河川、港湾及び下水道等の整備概要

第1節 河川

1 中小河川の整備

- 隅田川以西の区部山の手及び多摩地域の神田川、渋谷川・古川、野川、空堀川などの中小河川の流域では、都市化の進展に伴う保水・遊水機能が減少し、降雨時の河川への流出量が増大し、河川の流下能力を上回る雨水の流入により浸水被害が発生している。
- そのため、都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げる（河床掘削）等の河道整備を進めるとともに、洪水の一部を貯留する調節池の整備などを進め、水害の早期軽減に努めている。
- また、護岸や調節池の整備とともに、流域における貯留浸透事業の実施など、区市町村等とも連携し、総合的な治水対策を推進している。
- 近年、1時間 50 ミリを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、目標整備水準を時間 50 ミリ降雨から、地域の降雨特性を踏まえて、区部では時間最大 75 ミリ降雨、多摩部では時間最大 65 ミリ降雨（いずれも年超過確率 1/20 で等しい）に引き上げた。
- 整備にあたっては、東京都豪雨対策基本方針に定める対策強化流域において優先的に実施していくこととし、時間 50 ミリまでは河道で、それを超える部分は新たな調節池等で対応することを基本としている。
- 河道整備に加え、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図っていく。

2 低地河川の整備

(1) 高潮防御施設の整備

- 東部低地帯は軟弱な地盤の上、明治期以降の地下水の利用により、地盤沈下が進み、高潮、洪水、大地震等の自然災害に弱い地域になった。
- 昭和 34 年 9 月に名古屋地方を襲った伊勢湾台風による我が国史上最大規模の高潮がもたらした甚大な被害を契機に、同台風級の高潮（最大 A. P. +5.1m）に対処できるよう計画を改定し、高潮防御施設整備事業として防潮堤や護岸等を整備してきた。

(2) 江東内部河川の整備

- 荒川・隅田川及び東京湾に囲まれた江東デルタ地帯は、防潮堤や水門など高潮防御施設が整備され、高潮などに対する安全性を確保してきたが、地域内を縦横に流れる内部河川の護岸は、地盤沈下に伴う度重なる嵩（かさ）上げの結果、

大地震に対して極めて危険な状態となった。

- そこで、地震による護岸損傷に起因する水害を防ぐため、昭和46年より江東内部河川整備事業を進めており、江東デルタ地帯を、周辺の地盤高や河川利用の面から概ね東西を二分し、それぞれに適した方式で整備を進めている。
- 具体的には、地盤が特に低い東側地域の河川については、水門等で周囲を締め切り、平常水位を人工的に周囲の地盤高程度まで低下させた上で、護岸や河道を整備する水位低下方式を採用している。地盤が比較的高い西側地域の河川については、在来護岸の耐震性を向上させる耐震護岸方式により整備を進めている。

3 スーパー堤防等の整備

- 隅田川などの東部低地帯の主要5河川については、現在の防潮堤や護岸を、大地震の安全性、地域環境の向上を図るため、順次、スーパー堤防や緩傾斜型堤防に改築していくこととしている。

4 河川施設の地震対策

- 東部低地帯における河川施設の耐震対策は、阪神淡路大震災を契機として、平成9年より堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の整備を進め、東部低地帯を囲む隅田川、中川、旧江戸川の外郭堤防や綾瀬川、呑川、内川の堤防、水門・排水機場の耐震対策事業を実施してきた。
- また、東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策の在り方などについて、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言や耐震性能の照査等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。
- さらに、同年12月には、この基本方針に基づき、最大級の地震が発生した場合にも各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的とした「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の耐震・耐水対策を推進している。
- 当該整備計画の計画期間は平成24～令和3年度の10年間であり、東京都防災会議が示したM8.2の海溝型地震等、最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とする。

5 各水系別河川事業

(1) 利根川水系

- 利根川水系の一級河川のうち、江戸川全川及び中川、綾瀬川、旧江戸川の指定区域外については、国の直轄事業として各種施設整備事業を実施し、その他の区間及び河川については、東京都の河川事業として高潮防御施設整備事業などを実施している。

(2) 荒川水系

- 荒川水系の一級河川のうち、荒川については、国の直轄事業として各種施設整備事業を実施し、その他の隅田川、石神井川、神田川等の一級河川は、東京都の河川事業として、中小河川整備事業、高潮防御施設整備事業などを実施している。

(3) 多摩川水系

- 多摩川水系の一級河川のうち、多摩川、浅川、大栗川の指定区間外については国の直轄事業として各種施設整備事業を実施し、指定区間及びその他の河川については東京都の河川事業として中小河川整備事業などを実施している。

(4) 鶴見川水系

- 鶴見川、真光寺川、恩田川等の一級河川は、東京都の河川事業として中小河川整備事業などを実施している。

(5) その他の水系

- 渋谷川・古川、目黒川、立会川、呑川などの二級河川は、東京都の河川事業として中小河川整備事業や高潮防御施設整備事業などを実施している。

(別冊資料第7「都の河川の現況」)

第2節 東京港(海岸保全施設)

- 東京港の臨海部は、南の多摩川河口に端を発し、弧状を描きながら大田、品川、港、中央、江東の各区を経て、北の荒川放水路右岸先端に至るまでの地域である。
この地域は、江戸時代から埋立造成されたところで、低地が多く、また人口、産業も過度に集中しているところから、過去に多くの災害に見舞われてきた。
このため、隅田川以東については昭和9年に「総合高潮防御計画」を立て護岸の改修事業を実施した。
- しかし、昭和24年のキティ台風が計画を上回る潮位であったことや、地盤沈下により護岸が沈下したこと等から、護岸の嵩上げ補強では対処しきれなくなったため、恒久的防潮施設が必要となった。
このような状況を踏まえ、既往の最大高潮位 A. P. +4.21m(大正6年10月)に対応した「恒久高潮対策事業」を計画し、昭和32年から着手した。さらに、昭和34年、伊勢湾台風の襲来により、名古屋地方が甚大な被害を受けたことに鑑み、堤防、護岸を伊勢湾台風級の大型台風が東京地方を襲った場合にもたらず高潮(A. P. +5.10m)に対処しうる、「東京港高潮対策事業」に改めた。
- 既設防潮堤の沖海側に拡張、発展してきた東京港の埋立地については、高潮に対して地盤高で対応し、一定の防災水準を保ってきた。しかし、臨海副都心地区、豊洲・晴海・有明北地区では都市的土地利用への転換が進んでいるため、これらの地域においても防潮施設を整備している。
- 一方、昭和39年の新潟地震において、護岸の崩壊により低地帯が地震水害に見

第3章 河川、港湾及び下水道等の整備概要

第3節 下水道

舞われた経験に照らし、昭和41年度から海岸保全事業の一環として耐震構造の内部護岸の建設に着手し、地盤が満潮時の海水面より低い、江東地区の一部については昭和47年度までに整備を完了し、液状化のおそれのある既設内部護岸の補強や新設を進めている。

- また、昭和30年代半ばから40年代にかけて整備した、既設の水門19箇所及び排水機場4箇所においては、整備後既に数十年が経過しており、耐震補強等を行ってきた。
- 平成23年の東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策の在り方などについて、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。
- この方針に基づき、同年12月に、平成24年度～令和3年度の10か年の「東京港海岸保全施設整備計画」を策定し、東京都防災会議が示した最大級の地震が発生した場合でも津波による浸水を防ぐよう耐震対策を実施するとともに、水門・排水機場の電気・機械設備の耐水対策等を実施している。

第3節 下水道

- 近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させている。
その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。
- 下水道は、このような状況を解消して災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。
- なお、東京都の下水道は、23区の単独公共下水道と、多摩地域の流域下水道並びに流域関連公共下水道、単独公共下水道及び特定環境保全公共下水道とに大別できる。島しょにおいては、特定環境保全公共下水道のほか、農業集落排水事業での施設、合併処理浄化槽等を整備することとなっている。

1 区部の下水道

- 区部の下水道計画区域は、多数の大小河川水系流域や地勢、あるいは都市形態をもとに、芝浦、三河島、砂町、小台、落合、森ヶ崎、小菅、葛西、新河岸、中川の10処理区からなる。
- 下水道の排除方式は大部分が汚水と雨水を一本の管きよで排除する合流式であるが、芝浦、砂町、森ヶ崎の一部、中川の大部分は分流式である。
また、河川をはじめとする公共用水域への排除は、原則として自然流下である。しかし、東京湾沿いや多摩川、荒川、隅田川、中川周辺の低地帯は、自然流下による雨水排除が困難であるため、ポンプ吸揚により雨水を排除することとしている。

る。

- 下水道の整備は、都市施設基盤整備の最重要施策として普及事業を進めてきた結果、平成6年度末には100%普及(概成)を達成した。

普及率100%達成以降の下水道事業の在り方を示す「第二世代下水道マスタープラン」を平成4年7月に策定し、着実に事業を推進している。

- 都下水道局では、平成13年3月に「下水道構想2001」を策定した。本構想は、下水道経営を取り巻く厳しい状況にあっても、将来にわたり下水道サービスの維持、向上を図っていくため、区部下水道を建設、維持管理してきた経験を踏まえ、都民サービスのさらなる向上、より一層の事業の効率化・重点化の観点から事業全般の進め方を見直した。

- また、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築、都の事務事業で排出される温室効果ガスの約4割を下水道事業が占めていることなどから、「下水道構想2001」に基づき、「経営計画2016」と地球温暖化防止計画である「アースプラン2017」を策定し、着実に推進している。

(別冊資料第8「区部下水道全体計画図」)

- 平成23年の東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策の在り方などについて、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。
- この方針に基づき、同年12月に「下水道施設の地震・津波対策整備計画」を策定した。この計画に沿って、水再生センター及びポンプ所について、想定される最大級の地震動に対する耐震対策や、東京都防災会議が示した最大津波高さに対して電気設備などへの浸水を防ぐ耐水対策、下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化を実施し、令和元年度までに完了させた。
- 平成25年の局地的集中豪雨や台風により、甚大な浸水被害が生じたことから、雨水整備水準のレベルアップを含む検討を進め、同年12月に「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定した。

2 多摩地域の下水道

- 多摩地域の下水道計画は、流域下水道(野川、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、南多摩、浅川、秋川の7処理区からなる多摩川流域下水道及び荒川右岸処理区の荒川右岸東京流域下水道)とこれに包括される流域関連公共下水道ならびに八王子、立川、武蔵野、三鷹、町田、奥多摩など5市1町の一部の単独公共下水道等からなる。

- 多摩地域の下水道普及率は、令和元年度末現在99%となっている。

- 排除方式は、大部分の区域が分流式を採用しているが、野川、北多摩一号、北多摩二号の3処理区及び単独公共下水道区域の一部は合流式で計画されている。

- また、多摩地域では、市単独では雨水の放流先となる河川がなく、雨水の排除が困難な地域があったことから、2つ以上の市町にまたがる広域的な雨水整備が

第3章 河川、港湾及び下水道等の整備概要

第3節 下水道

必要とされていた。このうち、浸水被害が多くかつ緊急性の高い地域について、流域下水道による広域的な雨水幹線の整備を進めている。

(別冊資料第9「流域下水道全体計画図」)

(別冊資料第10「区部下水道計画等」)

第4章 都・区市町村及び防災機関の役割

第1節 都

- 1 東京都防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
- 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 7 緊急輸送の確保に関すること。
- 8 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- 9 人命の救助及び救急に関すること。
- 10 消防及び水防に関すること。
- 11 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- 12 外出者の支援に関すること。
- 13 応急給水に関すること。
- 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 17 公共施設の応急復旧に関すること。
- 18 災害復興に関すること。
- 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- 21 事業所防災に関すること。
- 22 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。
- 24 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関すること。

第2節 区市町村

- 1 区市町村防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。

第4章 都・区市町村及び防災機関の役割

第3節 指定地方行政機関

- 4 緊急輸送の確保に関すること。
- 5 避難の指示等及び誘導に関すること。
- 6 消防（特別区を除く。）及び水防に関すること。
- 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- 8 外出者の支援に関すること。
- 9 応急給水に関すること。
- 10 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 13 公共施設の応急復旧に関すること。
- 14 災害復興に関すること。
- 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- 16 防災市民組織の育成に関すること。
- 17 事業所防災に関すること。
- 18 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第3節 指定地方行政機関

名 称	内 容
関 東 財 務 局	<ol style="list-style-type: none">1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関 東 信 越 厚 生 局	<ol style="list-style-type: none">1 被害情報の収集及び伝達に関すること。2 関係機関との連絡調整に関すること。
関 東 農 政 局	<ol style="list-style-type: none">1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。2 応急用食料・物資の支援に関すること。3 食品の需給・価格動向の調査に関すること。4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。

名 称	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関 東 森 林 管 理 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
関 東 経 済 産 業 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	<ul style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 2 鉱山における保安に関すること。
関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 通信施設等の整備に関すること。 3 公共施設等の整備に関すること。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 豪雪害の予防に関すること。 7 油保管管理施設の調査及び指導に関すること。 8 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 9 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 10 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 11 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 12 災害時における復旧資材の確保に関すること。 13 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。
関 東 運 輸 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。 2 災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。 3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。 4 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。
東 京 航 空 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保

第4章 都・区市町村及び防災機関の役割
 第3節 指定地方行政機関

名 称	内 容
(東京空港事務所) (大島空港出張所)	<p>するための必要な措置に関すること。</p> <p>2 指定地域上空の飛行の注意喚起等の周知徹底に関すること。</p>
関東地方測量部	<p>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。</p>
第三管区海上保安本部	<p>1 海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関すること。</p> <p>2 排出油の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関すること。</p> <p>3 海上交通安全の確保（船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関すること。</p> <p>4 海上における治安の維持に関すること。</p> <p>5 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること。</p> <p>6 その他、災害応急対策に必要な事項</p>
東京管区気象台	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</p> <p>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</p> <p>4 区市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</p> <p>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や区市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</p> <p>6 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p>

名 称	内 容
関 東 総 合 通 信 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
東 京 労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業安全(鉱山保安関係を除く。)に関すること。 2 雇用対策に関すること。
関 東 地 方 環 境 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
北 関 東 防 衛 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第4節 自衛隊

名 称	内 容
陸 上 自 衛 隊 (第 1 師 団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成

第4章 都・区市町村及び防災機関の役割

第5節 指定公共機関

名 称	内 容
海上自衛隊 (横須賀地方総監部)	(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。
航空自衛隊 (作戦システム運用隊)	(1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第5節 指定公共機関

名 称	内 容
日 本 郵 便	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
N T T ド コ モ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。

名 称	内 容
	5 各種措置に係る広報に関すること。 6 海外中央銀行等との連絡・調整に関すること。
日 赤 東 京 都 支 部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産及び死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液の確保、供給に関すること。 6 義援金の受付・配分及び募金に関すること(原則として義援物資については受け付けない。) 7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 8 災害救援品の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 10 外国人安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日 本 放 送 協 会	1 報道番組(気象予警報及び被害状況等を含む。)に関すること。 2 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること。 3 放送施設の保全に関すること。
東 日 本 高 速 道 路	1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること。
中 日 本 高 速 道 路	2 災害時の緊急交通路の確保に関すること。 3 道路、施設の災害復旧工事に関すること。
首 都 高 速 道 路	1 首都高速道路等の建設及び保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
水 資 源 機 構	1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。)又は改築の実施に関すること。 2 水資源開発施設の保全(施設の管理)に関すること。
国 立 病 院 機 構	1 国立病院機構の医療の提供に関すること。 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること。

第4章 都・区市町村及び防災機関の役割
第6節 指定地方公共機関

名 称	内 容
K D D I	1 重要通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事。
ソ フ ト バ ン ク	1 重要通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と通信設備等の早期復旧に関する事。
J R 東 日 本	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。
J R 東 海	3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。 4 計画運休に関する事。
J R 貨 物	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事。
東 京 ガ ス	1 ガス施設の建設及び安全保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
日 本 通 運	1 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資の輸送に関する事。
福 山 通 運	
佐 川 急 便	
ヤ マ ト 運 輸	
西 濃 運 輸	
東 京 電 力 グ ル ー プ	1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事。 2 電力需給に関する事。

第6節 指定地方公共機関

名 称	内 容
東 武 鉄 道	1 鉄道施設等の安全保安に関する事。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。 4 計画運休に関する事。
東 急 電 鉄	
京 成 電 鉄	
京 王 電 鉄	
京 急 電 鉄	
西 武 鉄 道	

名 称	内 容
小 田 急 電 鉄	
東 京 地 下 鉄	
東 京 モ ノ レール	
ゆ り か も め	
北 総 鉄 道	
多摩都市モノレール	
東京臨海高速鉄道	
首都圏新都市鉄道	
東 海 汽 船	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都 ト ラ ッ ク 協 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送の協力に関すること。
都 庁 輸 送 組 合	
都 医 師 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。
都 歯 科 医 師 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯科医療活動に関すること。
都 薬 剤 師 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
献 血 供 給 事 業 団	<ol style="list-style-type: none"> 1 血液製剤の供給に関すること。
都 獣 医 師 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物の医療保護活動に関すること。
T B S テ レ ビ	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
文 化 放 送	
ニ ッ ポ ン 放 送	
ラ ジ オ 日 本	
エ フ エ ム 東 京	
J - W A V E	
ラ ジ オ N I K K E I	
I n t e r F M 8 9 7	
T B S ラ ジ オ	
日 本 テ レ ビ	
テ レ ビ 東 京	
フジテレビジョン	

第4章 都・区市町村及び防災機関の役割

第6節 指定地方公共機関

名 称	内 容
テ レ ビ 朝 日	
T O K Y O M X	
東 京 バ ス 協 会	1 バスによる輸送の確保に関する事。
東 京 ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー 協 会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事。
都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関する事。
日本エレベーター協会	1 エレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関する事。 2 エレベーターの早期復旧に関する事。